

2020年11月4日

面接授業，学生の入構に際しての感染症対策（理学部，11月以降）

福岡大学理学部

**\*\* 福岡大学のコロナ感染症対策に関する現在の方針（日常的な確認） \*\***

[福岡大学のHP](#)，[FUポータル](#)

日常生活，入構に際しての具体的な注意事項等

[福岡大学の新型コロナウイルス感染症防止留意事項マニュアル（2020年9月11日）](#)

以上の全学方針の下で，理学部は下記のガイドラインに従い対面授業を実施します。

## 1. 感染症教育と生活管理

1) [学部長メッセージ（8/25）](#)に基づき，理学部の学生は，以下により，感染症に関する学習を行い，学習状況を理学部に報告する。

- ・（学生）[理学部からの感染症学習の指示](#)に基づく感染症に関する学習
- ・（学生）理学部へ学習の修了報告（[FU-Box](#)への学習修了報告のアップロード）
- ・（事務室）学習終了状況集計と各学科への報告
- ・（各学科）学習の指導と定期的な学生生活指導

2) 学生は，以下の項目に関する健康状態，行動の記録を行う。

- ・発熱，咳，だるさ，味覚・嗅覚異常の有無など
- ・外出目的と外出先，混雑した公共交通機関の利用など
- ・濃厚接触基準該当者，接触者など

記録方法は，[理学部フォーマット](#)による本人管理，あるいは，研究室等の指示に基づく

3) 感染，濃厚接触等が明らかになった場合は，理学部事務室，担当教員，理学部長等に報告する。

## 2. 授業種別のガイドライン

1) 対面授業の受講，遠隔授業の受講，資料印刷等，勉学の推進に伴う入構に際しては，本ガイドラインに従う。

2) 実験等に伴う入構に際しては，本ガイドラインに加え，学生実験等に伴う入構のガイドラインに従う。

3) 卒業研究等，研究室の管理区域での活動を主とする入構に関しては，本ガイドラインに加え，卒業研究に伴う入構のガイドラインに従う。

## 3. 入構許可基準

1) 過去2週間，感染症への感染が疑われる症状を呈していない。

2) 保健所の指示による濃厚接触等に伴う自宅待機指示期間が終了している。

3) 感染の可能性が高い行動の後，2週間の経過観察を済ませている。

4) 日々の健康チェック，行動記録等の自主管理を行い，入構当日は，朝の検温結果をFUポータルにて報告していること。

#### 4. 学内における行動の制限と管理

- 1) 学生は、入構記録（入構時間、行動予定）、出構記録（出構時間、行動予定からの変更事項）を行い、学部からの求めがある場合は、速やかに提出すること。
- 2) 入構に際しての利用施設は、原則として、9号館、18号館（図書館理学部分室を含む）に限定する。ただし、中央図書館、学生課、食堂などの施設の利用を禁止するものではない。
- 3) 教室の入室管理は、出席管理システムのカードリーダーを使用（毎授業時限の初めに学生証をかざす）する。
- 4) 学生課、就職進路支援センターでの事務手続き等に伴う入構については、当該部署の指示に従うとともに、一日の行動記録に利用施設等を記録する。
- 5) 食事は、弁当等の持ち込みを原則とし、下記により指定された席あるいは、屋外等で食事をすること。食事中的の会話は自粛すること。
- 6) 学内移動中は、マスクを着用すること

#### 5. 感染対策

- 1) 面接授業に伴う入構に際しての教室・座席については学科、担当教員の指示に従う。
- 2) 指定以外の教室・席・設備等を利用した場合には、その旨記録、報告する。
- 3) 教室には、消毒液、ペーパータオル、ごみ箱を常備する。
- 4) 入館にあたっては、手指消毒を行う。
- 5) 使用者は、使用前、使用後に、テーブル、教卓等を消毒する。
- 6) 教卓には、消毒液、消毒ティッシュ、マイク用カバー、マスクを常備する。
- 7) 館内、室内ではマスクを着用する。
- 8) トイレ使用後には、備え付けの消毒液等で、消毒をする。
- 9) 教室で食事をした後は、机を消毒する。

#### 6. 面接授業の形態と入構許可

- 1) 教室の感染症対策学生定員は、学生間距離1m以上を確保できるように決める。
- 2) 使用可能な席に番号付けを行い、学生は使用した机を記録する（スマホ等で写真を撮るなどして、行動記録に記録する）。
- 3) 教室の使用にあたっては、教員、学生は、十分な換気を心がける。
- 4) 各学科は、学生が週に2回程度の入構の機会を持てるように面接授業を設定する。
- 5) 面接授業参加者数が感染症対策教室定員を超える場合、分散入構によるハイブリッド授業とする。
- 6) 面接授業参加者数が感染症対策教室定員を超える場合、複数の教室をWebex等で接続して、各教室における感染症対策定員以下で授業を行うことを認める。
- 7) 新型コロナウイルス感染に対する不安等により、学生が入構をせず遠隔授業での受講を希望することを妨げない。このとき、教員は遠隔授業での受講を保障するとともに、

成績評価等にあたり学生が不利益を被らないように配慮する。

8) 学科等の指定により対面授業および遠隔授業の受講に使用する教室は次の通り。

使用，受講にあたっては，学科，担当教員の注意事項に従うこと。

921, 922, 923, 941, 943

1821, 1822, 1823, 1824, 1825, 1826

9) 遠隔授業受講のために自由に使用できる教室は次の通り。

1827, 942 (PC 教室)

ただし，木 1 限は 942 教室の使用はできない。(授業で使用しているため)  
使用にあたっては，下記に従うこと。

- ・使用前，あるいは使用後に，理学部事務室にメールで報告する。
- ・各授業時限の初めに出席管理システムのカードリーダーに学生証をかざす。
- ・使用座席が同定できるようスマホで写真を撮るなど確実な記録をする。

10) 遠隔授業を PC 教室 (942) に設置されている PC を使って受講をしてもよい。使用の手順については，上記 9) 項に準じる。

## 7. 感染および感染の疑い

- 1) 入構中に発熱の不安が生じた場合は，理学部事務室にて検温する。
- 2) 入構中に感染が疑われる学生，教員が生じた場合は，9 号館小会議室で待機させるとともに帰国者・接触者相談センター (092-406-4126) に電話で相談し，以後は，センター (保健所) の指示に従う。
- 2) 発症者等の所属学科は入構および行動記録を，理学部事務室，学部長，教務委員，学生部委員，健康管理センターに報告する。
- 3) 厚生労働省が開発した，濃厚接触記録の通知を受けることができる新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のスマートフォンへのインストールを推奨する。

## 8. 管理等全般

学生の入構等に関して，学生への感染症等の教育，設備の準備等は学部・学科が行う。  
授業担当者は，授業中およびその前後に学生に対する説明，注意喚起等を行う。

学生は，入構中の授業の受講，諸施設の利用，日常の健康と行動全般について主体的に管理する。